資料２

第７章　国際交流及び自治体相互の連携

（ケ）国際化への対応　第 25 条

（国際化への対応） 第 25 条　町民と町は、外国籍の町民が共にいきいきと暮らし、協働のまちづくりに参加できるよう努めます。	
委員からの意見等	・外国籍の方に対し、日本語教育を充実させる必要があると感じる。 ・文化を超え、繋がりを持つべきという内容を入れるとよい。 ・近隣の自治体においても外国籍の方が増えてきているため、寒川町においても全体的な見直しが必要。 ・寒川町に住む外国人の増加に備え、寒川町はどういう対応をとるのか、きちんと考えておくべき。国により文化や考え方に大きな違いがあるので、難しい対応となることが想定されるため。 ・寒川町に住んでよかったと言ってもらえるようなまちづくりを行うことが大切。

（コ）広域行政　第 26 条

（広域行政） 第 26 条　町は、情報共有と相互理解に基づく広域的なまちづくりの推進と自治体相互の連携に努めます。	
委員からの意見等	・簡単に書き過ぎていて、分かりにくい。 ・単に近隣自治体との連携のみでなく、災害時も視野に入れた広域行政を検討すべき

第８章　組織運営

（サ）町の組織　第 27 条

（町の組織） 第 27 条　町は、常に町の組織を町民に分かりやすく、簡素で機能的なものとするよう努めます。 ２　町は、社会環境の変化や町民ニーズに柔軟かつ迅速に対応できるように、組織を見直します。	
委員からの意見等	・新たな部署を設置した際に、詳細な説明がないため、どのような理由で設置されたのか不明。 ・どのように公表するのかはっきり明示すべき